

東京多摩総支部会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、東京多摩総支部（以下、総支部という）と称する。

(目 的)

第2条 総支部は、多摩地区におけるスポーツ吹矢界を代表し、当該競技の普及及び進行を図り、もって地域の健康増進、スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(所 管)

第3条 総支部の所管は、東京都の23区及び島嶼部を除く地区とし「多摩地区」と称する。

(事務所)

第4条 総支部は、その所管内に事務所を置く。

(事 業)

第5条 総支部は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. スポーツ吹矢活動の実践団体間の交流と親睦を図る事業。
2. スポーツ吹矢に関する指導及び育成に関する事業。
3. スポーツ吹矢の普及及び振興に関する事業。
4. 協会が認めた審査資格者による昇級・昇段審査事業。（細則一3）
5. その他目的達成のために必要な事業を推進する。（細則一1）

(団体の所属)

第6条 総支部は、一般社団法人日本スポーツ吹矢協会が定める都道府県協会である東京都スポーツ吹矢協会に所属する。なお、政治・宗教・思想等の団体への加盟はしない。

(会 員)

第7条 第3条の所管に該当する範囲で次の各項に適合する場合に会員とする。

ただし、1名であっても会員加盟を希望する場合は、役員会の承認をもって個人会員として認める。

1. 一般社団法人日本スポーツ吹矢協会会員で構成される地域支部または個人。
2. 一般社団法人日本スポーツ吹矢協会認可のカルチャー教室に所属する団体または個人。
3. 総支部長または役員会で承認されたスポーツ吹矢を愛好する団体または個人。
4. その他総支部の目的に賛同し、総支部長または役員会で承認された団体または個人。

(入 会)

第8条 会員になろうとするものは、総支部長に所定の「入会申込書」を提出し、総支部長または役員会で承認されてはじめて入会することができる。

(会 費)

第9条 総支部は、次に定める年会費を徴収する。

1. 第7条に該当する団体または個人は、当年3月末末現在の各在籍人数(会員と非会員の合計)に応じて下記の金額を支払う。
 - (1) 10人未満の団体・・・2,000円
 - (2) 20人未満の団体・・・3,000円
 - (3) 30人未満の団体・・・4,000円
 - (4) 30人以上の団体・・・5,000円
 - (5) カルチャー・同好会・クラブ・一律2,000円
 - (6) 個人の場合(一人当たり)・・・200円
2. 既納された年会費は返却しない。
3. 入会金は徴収しない。
4. 総支部主催の各種行事への参加費については、第1項とは別に、必要に応じてその都度徴収する。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 死亡、若しくは、失踪宣言を受けたとき。
3. 地域支部やカルチャー教室などが解散または消滅したとき。
但し上記の事由の後、個人協会の申し出により審査し総支部会員として認めることがある。
4. 会費を2年以上滞納したとき。
5. 次の各号の一つに該当する場合は、総会または役員会の議決を経て、総支部長が除名することができる。
 - (1) 総支部の名誉を著しく傷つけ、または総支部の目的に違反する行為があったとき。
 - (2) 総支部の会員としての義務に違反したとき。

第 2 章 役 員

(役 員)

第11条 総支部には、次の役員を置く。

- | | |
|----------|--------------|
| 1. 総支部長 | 1 名 |
| 2. 副総支部長 | 若干名 |
| 3. 幹 事 | <u>15名以内</u> |
| 4. 会 計 | 1 名 |
| 5. 監 査 役 | 2 名 |
| 6. 事務局長 | 1 名 |
| 7. 顧 問 | 若干名 |

(役員の仕事)

第12条 役員は、会員増加のための活動を積極的に進めるとともに、次の職務を遂行する。

1. 総支部長 総支部を代表し、会務を統括する。
2. 副総支部長 総支部長に事故があるとき、または総支部長が欠けたときは、総支部長の職務を代理し、またはその職務を行う。
3. 幹事 総支部の事業について、必要事項を審議し、諸事項の遂行に当たる。幹事の担当は役員会にて定める。
4. 会計 会計の任務に当たり、随時その実績を役員会に報告すると共に、年度ごとの事業決算を行い、監査役の監査を受けたうえで、総会に提議する。また、次年度の予算を立案し役員会に報告すると共に、総会に提議する。
5. 監査役 年度ごとの事業決算及び運営の監査を行い、会総会に報告する。なお、必要あるときは役員会または総会を招集することができる。
6. 事務局長 総支部長の意を受けて、総支部の事務を統括処理する。
7. 顧問 総支部の諸案件について、相談・忠告・援助を通じて、総支部を応援する。

(役員を選任)

第13条 役員を選任は次の通りとする。

1. 前条の顧問を除いた役員は、役員会で推挙し、総会で選任する。
2. 顧問は、2年以上の総支部長経験者で、かつ総支部長の推薦を受けた者より役員会で定める。

(役員を経費処理)

第14条 役員を経費処理に関しては次の通りとする。

1. 総支部主催行事に役員として参加する場合、参加費は原則として免除し、交通費は自己負担とする。
2. 一般社団法人日本スポーツ吹矢協会・支部等の応援については協会規定に準ずる。
3. その他の役員を経費については役員会で別途定め総会にて報告する。(細則一2)

(役員任期)

第15条 総支部の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、辞任・補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

なお、任期満了においても、後任が就任するまで、その職務を行わなければならない。

第 3 章 会 議

(会 議)

第16条 総支部の会議は、総会及び役員会とする。

第17条 総会は次の通りとする。

1. 総会は、毎年事業年度終了後3か月以内に総支部長が招集するが、必要に応じて臨時に開催することができる。
2. 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
 - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
 - (3) 総支部主催競技大会についての事項
 - (4) その他総支部の業務に関する重要事項で役員会が必要と認めた事項。
3. 総会は、開催日の30日以前に東京多摩総支部所属の支部・同好会・クラブの代表者、カルチャー教室担当講師及び総支部長が認めた者に通知を行った後、開催当日の出席者によって成立し、出席者（委任状も可）の過半数を以て議決とする。
- 但し、臨時総会は開催日の二週間前に通知を行うものとし、なお緊急を要する場合は役員会の決議をもって通知期間をさらに短縮することができる。
4. 総会の議長は、総支部長が務める。
5. 議長は、総会開催時に書記（議事録作成者）および議事録署名人を出席者より選出する。

（役員会）

第18条 役員会は、次の通りとする。

1. 役員会は、総支部役員で構成する。
2. 役員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総支部の運営に必要な事項。
 - (2) 総会の招集日、開催場所および提出する議案の確定。
 - (3) その他総支部長が必要と認めた事項。
3. 役員会は、毎年4月と10月を定時役員会とし、必要ある場合は総支部長が臨時役員会を適宜招集し、出席役員の中から議長および書記を任命する。
4. 役員会は、役員の2分の1以上の出席によって成立し、出席役員の過半数を以て議決とする。但し、監査役、顧問、担当部会代表は議決権を有しない。
5. 総支部長の承認のうえ、議案・提案理由等を記載した書面による持回り議決又は各役員への電話による説明を経た議決を役員会の議決とすることができる。

但し、役員の評否の議決状況・意見等を記載した議事録等を残すことを前提とする。

6. 可及的速やかに役員会の決議を必要とする案件については、総支部長の承認のうえ、書面、ファクシミリ又は電磁的方法による役員会を開催することができる。この場合は、事務局長が議案・提案理由及び賛否の状況、付帯意見を記載した議事録を作成し、全役員に配信することとする。

第 4 章 会 計

（会 計）

第19条 この総支部の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

1. 総支部の運営に必要な経費は、会費、補助金、寄付金、事業に伴う収入等によって支弁する。
2. 総支部の収入は、会費のほか一般社団法人日本スポーツ吹矢協会から各会員に支給される活動支援金を一旦総支部に収め、その中から総支部用として一定額を徴収後、支部又は市協会に支給する。

3. 会計は、監査役による会計監査を受けなければならない。

第 5 章 附 則

(会則の改正)

第 20 条 この会則は、役員会の議決を経て、総会において出席者の過半数を以て改正することができる。

(附 則)

1. 会設立年月日は平成 18 (2006) 年 7 月 19 日とする。
2. この会則は平成 18 年 8 月 4 日より実施する。
2006/9/4 第三条、第九条一 1・2、第十条一 6、第十五条一 2、第十六条一 2、第十七条一 1・2、細則一 3 (1)・(3)・(4)・(5)改正 (2) 削除
2006/9/23 細則一 3 改正
2008/2/22 全文、TGCS→東京多摩総支部に変更
2008/2/22 第 1 条改正
3. 2009/3/6 一般社団法人日本スポーツ吹矢協会の定款他の規程に合わせて、全面改正
4. この会則は、平成 21 年 4 月 1 日より実施する。
5. 2015/4/1 一般社団法人 日本スポーツ吹矢協会の定款
他の規程に合わせて、全面改定
6. この会則は平成 27 年 4 月 1 日より実施する
7. この会則は平成 29 年 4 月 1 日より実施する
第 3 条但書を削除 第 16 条、第 17 条、第 20 条、細則一 1、細則一 2、細則一 3
を改正
8. この会則は平成 29 年 10 月 22 日より実施する。但し、第 19 条の改正により、平成 29 年度の決算期は、平成 29 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。
第 17 条第 3 項但書を追加 第 19 条の改正
9. この会則は、2018 年 5 月 19 日より実施する。
第 9 条 1、第 11 条 3、第 17 条 1、第 17 条 4、第 18 条 3、第 18 条 4 の改正、第 18 条 6 及び細則一 3 を追加

細 則

細 則一 1

事業推進の専門部会

会則第 5 条第 5 項に基づき、事業推進の専門部会を次の通り定める。

1. 専門部会は役員会の決定に基づき、総支部の運営に必要な事項を遂行する。
2. 専門部会は、次の担当部会で構成する。
総務担当部会・事業担当部会・広報渉外担当部会・会計担当部会・教育・普及担当部会・
大会支援担当部会・審判担当部会・救護担当部会
3. 各担当部会は、代表 1 名を置き、役員の協力を得て運営する。代表は役員会で選出する。
4. 役員は、適宜各担当部会に参画する。
5. 各担当部会の担当業務は次の通りとする。

総務担当部会・・・文書・協会への申請書類・会員等の管理、及び印刷物等の管理、文具類及びグッズ等の管理

事業担当部会・・・事業計画の立案、大会運営全般、特別大会立案、競技大会の実行委員長の選任、公認指導員の育成、体験会等の実施

広報・渉外担当部会・・・対外的な情報収集及び伝達対応、会報の編集・発行

会計担当部会・・・総支部の会計管理全般

教育・普担当部会・東京多摩総支部会員基本動作を含む、競技指導を支援する

大会支援担当部会・・・大会運営に必要な備品及び消耗品を適切に管理し大会を支援する

審判担当部会・・・審判の養成とその資質の向上を図り大会運営を支援する

救護担当部会・・・大会での怪我等に対し適切な処置を行い参加者の安全を図る

細 則一 2

役員を経費

会則第 14 条第 3 項に基づき、役員を経費を次の通り定める。

1. 交通費・手当・会議費等

(1) 総支部が主催又は直接顧客から請負った事業について実費を支給する。

対象項目は、会議・派遣・渉外活動（事業担当部長代表の事前承認）等対象費目は、交通費・借用料・通信費・コピー代・搬送費等

但し、a. 派遣活動には交通費・食事代(500 円)を支給する。

b. 夜間に役員会を行う場合は、軽食を提供する。

(2) 一般社団法人日本スポーツ吹矢協会や他総支部への応援については（1）に準ずる。

但し、主催者により支給がある場合は、差額分を支給する。

(3) その他、役員会で支給を認めた費用とする。

総支部長 会計 事務局長 広報担当 10,000 円

副総支部長 5,000 円

幹事 監査役 顧問 3,000 円

専門部会の代表 3,000 円

総支部主催の会議、講習会出席者には交通費を支給する。

東京多摩総支部主催の大会役員活動費の支給

実行委員長 PCプログラム担当者 5,000 円

役員同様の会議出席者には交通費を支給する。

役員が複数担当の場合は 担当の中の高額支給額を適用する。

2. 支部設立支援を含めた慶弔見舞い

総会や役員会が支給を認めた場合、慶弔見舞金を支給することができる。

細 則一 3

役員兼任の禁止

会則第 12 条の役員職務について、総支部長、会計、監査役は他の役員職務および事業推進の専門部会の代表を兼ねることはできない。但し、役員のうち会計は会計担当部会の代表を兼務する。

細 則一 4

総支部昇級・昇段審査事業に関する規定

会則第 5 条第 4 項に基づき、昇級・昇段審査定に関し次の通り定める。

- (1) 一般社団法人日本スポーツ吹矢協会が定める規定により、審査事業を行う。
- (2) 受験料、認定料、審査料に関しては、一般社団法人日本スポーツ吹矢協会の定めによる。

以上